

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

## 都市公園事業

### 1. 支援策の概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。

例：中心市街地活性化広場公園整備事業

### 2. 支援策の内容

#### (1) 対象者

地方公共団体

#### (2) 補助対象経費と補助率

1) 施設の整備に要する費用にあつては当該費用の 1/2

2) 用地の取得に要する費用にあつては当該費用の 1/3

#### (3) 中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区

##### ア. 地区の要件

- ・ 中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で 3 箇所以上の公園・緑地の整備を行うもの。

##### イ. 事業箇所の要件

- ・ 1 箇所当たりの面積が 500 m<sup>2</sup>以上であること。
- ・ 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

### 3. 問合せ先

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

phone 03-5253-8111(内線 32-953) fax 03-5253-1593